

真鶴港の指定管理者候補（案）について

指定管理者候補（案）	真鶴町
------------	-----

1 神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会評価結果

(1) 評価点

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	経費の節減	団体の業務遂行能力	
1	真鶴町（足柄下郡真鶴町）	43	20	18	81

(2) 評価の概要

評価点が81点となった真鶴町は、県の求める業務水準を満たし、真鶴港の利用に関する秩序の維持及び石材事業者、漁業者、ヨット利用者等の利用調整等を十全に行う能力がある公共団体として、真鶴港の指定管理者候補としての適格性を有すると判断した。

- 評価できる点は、次のようなものがあつた。
 - ・ 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」について、石材業者や漁業者等による多様な利用があることを理解したものとなっている。
 - ・ 「維持管理業務」について、過去の実績として大きなクレームや事故もなく運営できていたことから、今後も適切に運営ができるものと考えられる。
- 今後の期待、要望としては、次のようなものがあつた。
 - ・ 「事故防止等」について、港湾の指定管理者としてヨット利用者への安全対策をしっかり行うために、国際VHF無線機などの備付けを呼びかけるべきである。
 - ・ 「財政的な能力」について、令和2～4年度にかけて町の財政は徐々に良くなってきているが、長期延滞債権や長期貸付金については、早期の回収（回収可能性に懸念がある場合は徴収不能引当金を計上するなどの対応の検討）が必要であること、ふるさと納税の活用や経費削減などにより累積損失の解消に向けた措置の検討が必要であることに留意されたい。

2 神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会評価結果に対する県土整備局意見

評価結果について	<input checked="" type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない
----------	---

〈意見理由〉

神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。

【サービスの向上】

- 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」について、石材業者や漁業者等による多様な利用があることを理解したものとなっている。
- 「維持管理業務」について、過去の実績として大きなクレームや事故もなく運営できていたことから、今後も適切に運営ができるものと考えられる。

【管理経費の節減等】

- 提案額の積算は適切になされている。

【団体の業務遂行能力】

- 町政は安定しており、港湾管理について専門知識や経験を有する職員を配置する等、現状と同等の体制を確保していることなどから、適切に実施できるものと考えられる。

神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会評価点の詳細について

施設名 真鶴港

大項目	中項目	小項目	評価の視点	評価点		特記事項	
				配点	真鶴町		
I サービスの向上	1	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な運営方針、考え方 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	4		
	2	施設の維持管理	(1) 維持管理業務	①清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	5	4	
			(2) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針	5	4	
			(3) 利用調整業務	①業態の異なる複数事業者間（石材事業者、漁業者等、ヨット利用者等）の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10	8	
	3	利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1) 開かれた港湾を目指した利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③港の賑わいを創出するイベントの開催など施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ④海上交通の普及啓発など、周辺の港との連携に向けた取組に対する考え方	10	8	
			(2) 利用者への対応、利用料金	①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応	5	4	
	4	事故防止等安全管理	(1) 事故防止等	①通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ③ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針 ④急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5	3	
			(2) 災害・荒天時対応業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県への協力等についての実施方針 ②感染症等の感染拡大時の対応方針 ③災害時における緊急物資受入港としての対応方針	5	4	
	5	地域と連携した魅力ある施設づくり	①地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ②地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	4		

大項目	中項目	小項目	評価の視点	評価点		特記事項
				配点	真鶴町	
Ⅱ 管理経費の節減等	6	節減努力等	<p>【県が指定管理者に指定管理料を支払う施設】</p> <p>「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額／提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）×20</p> <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。</p> <p>注2 評価点は、小数点以下切捨てとする。</p>	20	20	
	Ⅲ 団体の業務遂行能力	7	人的な能力、執行体制	<p>①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</p> <p>②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</p> <p>③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況</p>	5	4
8		財政的な能力	<p>①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い</p>	5	2	
9		コンプライアンス、社会貢献	<p>①指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）</p> <p>②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</p> <p>③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</p> <p>④障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方</p> <p>⑤手話言語条例への対応</p> <p>⑥社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組</p>	5	4	
10		事故・不祥事への対応、個人情報保護	<p>①申請開始日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</p> <p>②個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況</p>	5	4	
11		これまでの実績	<p>①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況</p> <p>②県又は他の自治体における指定取消しの有無</p>	5	4	
合 計				100	81	